

第 1 章 調査研究の概要

1 調査研究の背景

昨今、人口減少や少子高齢化、未婚化、晩婚化などを背景とした核家族世帯や単身世帯の増加が進み、地域社会を支える地縁・血縁などの人と人との関係性やつながりが希薄化していることが指摘されている。さらに、新型コロナウイルス感染症の拡大は、もともと孤立や孤独を感じやすい人々の問題を顕在化、深刻化させるようになったと考えられる。

令和 4 年 8 月に公表された、「第 11 期中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理 ～全ての人のウェルビーイングを実現する、共に学び支えあう生涯学習・社会教育に向けて～」では、「共生社会の実現を目指す上で、社会参画に制約のある高齢者、障害者、女性、外国人、貧困の状況にある子供、孤独・孤立の状況にある者なども含め、誰一人として取り残すことのない社会的包摂の実現に向け、関係機関との連携や ICT の利用により、必要な生涯学習・社会教育の機会を提供することが重要である。」と述べられている。

そこで、様々な要因により貧困や孤独・孤立の状況にあり、困難を有する子どもや若者の社会教育における学びの実態や、それらの学習機会を提供・支援する人の課題意識などを知るための調査を行い、教育や福祉をはじめとした多様な主体が連携した学習機会の提供や生涯学習の支援の方策について考察することとした。

2 調査研究の目的

本調査研究は以下の目的で実施した。

- (1) 貧困等様々な原因により、社会で孤立しがちな子どもや若者、外国人に対して学習機会を提供したり、学習を支援したりしている人（以下、支援者と示す）を対象に調査を行い、現状や課題意識について把握する。
- (2) 調査結果を様々な視点から分析、考察し、今後の本県の社会教育・生涯学習推進施策に生かすための資料とする。

3 調査研究の対象

(1) 質問紙調査

第 36 期栃木県社会教育委員会議「共生社会の実現に向けた県民の学びの実態に関する調査」の結果をもとに研究を行った。

(調査対象)

資料(1)「共生社会の実現に向けた県民の学びの実態に関する調査」(P29・30)のとおり

(アンケート依頼先、回答数、回答率)

回答依頼先	回答者 区分	区分 計	回答 数	回答 率
「とちぎボランティア NPO センターぽ・ぽ・ら」 (登録団体から 10 団体抽出・各 2 名)	1 民間団体等 職員	136	71	52.2%
市民活動支援センター (全 14 センター各 2 名)				
社会福祉法人 (30 団体抽出・各 2 名)				
民生委員・児童委員 (各市町主任児童委員 2 名)	2 支援・ボラ ンティア	125	54	43.2%
人権擁護委員 (各市町 1 名)				
家庭教育オピニオンリーダー (研修参加者 50 名)				
健康福祉センター (県東・県南・県北各 1 名)	3 公的機関 職員	137	40	29.2%
市町福祉事務所 (県内 14 か所各 1 名)				
各市町児童福祉担当課 (各 1 名)				
各市町児童厚生施設 (児童館各 1 名)				
各市町社会福祉協議会 (各 2 名)				
児童相談所 (中央・県南・県北各 1 名)				
公民館・生涯学習センター (県内全公民館等各 1 名)	4 社会教育 施設職員	162	64	39.5%
合計		560	229	40.9%

(2) ヒアリング調査

本調査研究のねらいを達成するため、ヒアリング調査を行い、その結果を基に研究を行った。

(調査対象)

栃木県内で主に子ども・若者（おおむね 30 歳未満）・外国人を対象として学習情報や学習機会を提供している、以下の市町教育委員会、公民館、民間団体等

	名 称
1	足利市教育委員会事務局生涯学習課
2	下野市南河内公民館
3	下野市青少年育成市民会議（事務局：下野市教育委員会事務局生涯学習文化課）
4	NPO 法人いちかい子育てネット羽ばたき
5	ハロハロラボ
6	デモクラティックスクールつながるひろば

4 調査研究の方法等

(1) 実施時期

令和 4（2022）年 10 月～令和 5（2023）年 3 月

- ・質問紙調査は、令和 4（2022）年 11～12 月に実施した。
- ・ヒアリング調査は、令和 5（2023）年 2～3 月に実施した。

(2) 調査方法

- ① 質問紙調査は、県教育委員会事務局生涯学習課から本庁各課室、各市町社会教育主管課並びに関係機関へ実施要領を送付し、オンライン（Microsoft Forms）と質問票を併用して実施し、回答を得た。
- ② ヒアリング調査は、対面またはオンラインにより実施し、回答を得た。

(3) 調査内容

①質問紙調査

資料（1）「共生社会の実現に向けた県民の学びの実態に関する調査」（P29・30）、資料（2）「調査票」（P31～33）のとおり

① ヒアリング調査

第 2 章 2（1）（P17・18）のとおり